

むつ市教育・保育施設等給付業務管理システム構築業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 件名

むつ市教育・保育施設等給付業務管理システム構築業務委託

(2) 業務目的

子ども・子育て支援新制度における各給付（施設型給付・地域型保育給付）については、現在、本市が教育・保育施設に提供する様式（Excel ファイル）を基に教育・保育施設職員が請求書及び補助資料を作成し、紙媒体にて本市に提出後、本市の確認を受けたのち支弁している。しかし、算定誤りによる修正や精算等への対応により、教育・保育施設職員及び本市職員双方に多大な事務負担が生じている。

このことから、システム導入とともに業務の見直しを実施することで、双方の事務負担を軽減することを目的としている。具体的には以下のとおりである。

1. 教育・保育施設の職員の事務負担軽減

- ・給付費の算定誤りがあった際のエラーチェックの強化及びエラー内容の明瞭化
- ・施設職員情報のデータ整備による給付費の根拠データの入力作業の軽減

2. 本市職員の事務負担軽減

- ・本市から教育・保育施設に対して行う給付申請等の訂正依頼の効率化
- ・公定価格改定時に行う請求書等のエクセルファイル作成事務の廃止
- ・精算時の差額計算の効率化
- ・精算履歴の確認の効率化
- ・処遇改善等加算に係る職員情報の確認作業の効率化

(3) 対象施設種別

下記の施設種別に対応すること

1. 施設型給付

- (ア) 新制度移行幼稚園
- (イ) 認定こども園
- (ウ) 保育所

2. 地域型保育給付

- (ア) 小規模保育事業

(4) 契約期間

システム構築業務：契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで

(5) 業務内容

1. 教育・保育給付費等クラウドシステムの構築
2. システムについての操作マニュアルの提出

3. システムの操作手順について研修会の実施
4. 本市からの電話・メール・来庁等のサポートの実施

(6) 場所

むつ市子どもみらい部子ども家庭課

(7) 対象施設等

施設種別	No	施設名	利用定員 (人)	
			1号	2・3号
幼稚園	1	大湊幼稚園	60	—
	2	あたご幼稚園	25	—
	3	大湊カトリック幼稚園	25	—
	4	田名部カトリック幼稚園	15	—
認定こども園	5	星美幼稚園	90	60
	6	むつひまわり幼稚園	100	76
	7	こぼと幼稚園	62	18
	8	こすもす幼稚園	40	20
	9	大畑中央保育園	15	55
	10	希望の友保育園	15	55
	11	よしのこども園	15	75
保育園	12	近川保育園	—	50
	13	並木保育園	—	100
	14	海の子保育園	—	50
	15	白百合保育園	—	120
	16	小川町第二白百合保育園	—	110
	17	ゆきの子保育園	—	150
	18	大平保育園	—	90
	19	柳町ひまわり保育園	—	120
	20	苫生ひまわり保育園	—	120
	21	エビナ保育園	—	30
	22	あすなろ保育園	—	20
小規模保育事業所	23	ナーサリーしらゆり	—	19

ただし、対象施設等が増減した場合は、適宜対応すること。

2 受託者要件

- (1) 受託者は、プライバシーマーク、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の少なくともどちらか一方を認証取得していること。
- (2) 個人情報を扱う観点から、LGWAN 環境でのシステム利用を行うため、LGWAN 環境へのシステム構築及び LGWAN-ASP での導入実績が地方公共団体又は政令指定都市であること。

3 システム内容

(1) 基本要件

- ① クラウド型でのシステム構築とすること。
- ② 導入するシステムはパッケージ・ソフトウェアであること。
- ③ 選定したソフトウェアは運用開始後5年間は販売元のサポートが継続されること。
- ④ 本システムを安定かつ安全、円滑に運用でき、受託者の責任において品質管理・保守を行うこと。
- ⑤ データの気密性安定安全な運用とされていること。
- ⑥ データセンターにてシステム運用することとし、市及び施設との通信は安定した通信回線を使用したうえで、暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。
- ⑦ 個人情報保護の対策、セキュリティ対策がとられていること。不正アクセス監視を行うこと。
- ⑧ システム利用に必要なハードウェアやミドルウェア、ソフトウェア等が運用開始後5年間は販売元のサポートが継続されること。
- ⑨ 信頼性要件・性能要件に合致するものを提案すること。

(2) 機能要件

別紙「機能要件一覧（別添1）」のとおり

(3) システム・ネットワーク等要件

<自治体>

本システムは自治体が利用するにあたってはLGWAN-ASP サービスで提供すること。

<教育・保育施設>

以下の構成を満たす場合、端末を選ばずインターネットを通じWebブラウザで利用できるシステムであること。

項目	仕様
OS	Microsoft Windows 10～
メモリ	4 GB 以上（できれば8GB 以上が望ましい）
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome を含む2種類以上

<通信要件>

- ① 通信には、ID やパスワード、その他の個人情報が含まれるため、TSL 等による暗号化通信を行うこと
- ② サーバーは、HTTP/HTTPS 以外のポートの解放を必要最小限とすること
- ③ インターネット側から直接データベースサーバーにアクセスできない構成とすること
- ④ DMZ（非武装地帯）、ファイアウォールを設け外部からの不正なアクセスを排除し、内部システムの安全確保を図ること
- ⑤ 外部及び内部からの不正なアクセスを防止・検知し、迅速な発見と対策行動を取れるよう運用設計すること

<セキュリティ要件>

- ① ユーザーID 及びパスワードによるログイン画面を使用し、利用者の識別を行う機能を設けること
- ② コンピューターウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等により、不正プログラム対策を講じること

- ③ 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については通信経路上の暗号化（TLS 暗号化通信）を有すること
- ④ ファイアウォール等による不正アクセス対策が講じられていること
- ⑤ LGWAN-ASP 環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと

<アクセス要件>

- ① 当市は管理者権限を有し、全システム情報に関して登録・修正・閲覧・出力が可能であること
- ② 利用者の職務権限に応じた適切な当該システムへのアクセス制御ができること

<バックアップ要件>

- ① システムへの負担を考慮し、最適となるようにバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようなシステムを構築すること。
- ② 地震や水害等の災害への対策として、火災や停電等が発生した場合における、サービス提供に用いるサーバー・ストレージ等の管理に関して、適切な対策が講じられていること。

4 導入作業

(1) セットアップ

- ① 運用開始にあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 契約後速やかにシステム構築会議を実施すること。システム構築会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始までに操作マニュアルを作成し、提出すること。
- ② 操作マニュアルは、IT の専門用語を使わず、ICT 知識に乏しいものにも理解しやすいよう、画面キャプチャー及びデモ画面を用いてわかりやすく説明すること。

(3) 研修

- ① 本市と受託者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを策定すること。
- ② 給付費・補助金申請・請求支援システムを使用するユーザーを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を本市の指定する場所で行うこと
- ③ 訪問が許されない状況となった際には、遠隔研修をする等、柔軟に対応すること。

5 運用保守

(1) 運用時間

24 時間 365 日の運用とする。ただし、システムメンテナンス等のため、運用停止が必要となる場合は、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① 本市子ども家庭課からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。
- ② ヘルプデスクへの問い合わせは、平日 9:00~18:00（年末年始を除く）で受付すること
- ③ 電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ④ 電子メール等での問い合わせは、24 時間受付とすること。

(3) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(4) システム保守

- ① 機能改善などのバージョンアップがある場合には、事前に通知したうえで行うこと。
- ② OS や Web ブラウザのバージョンアップには適宜対応すること。
- ③ 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと。
- ④ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- ⑤ 公定価格変更や制度改正等について変更がある場合は、システムの更新作業を行い制度変更に対応すること。また、実装期間については単価更新など軽微なものは単価確定から速やかに対応することとし、それ以上の開発負荷が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする。

(5) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログの開示をすること。

6 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、開示内容について本市に通知した上で行うものとする。

7 個人情報保護

個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、「むつ市個人情報保護条例」を遵守すること。

8 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【担当】 ☎035-8686

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市子どもみらい部子ども家庭課
保育グループ

電話 0175-22-1111 (内線 2523)

FAX 0175-22-5044

E-mail : kodomokatei@city.mutsu.lg.jp